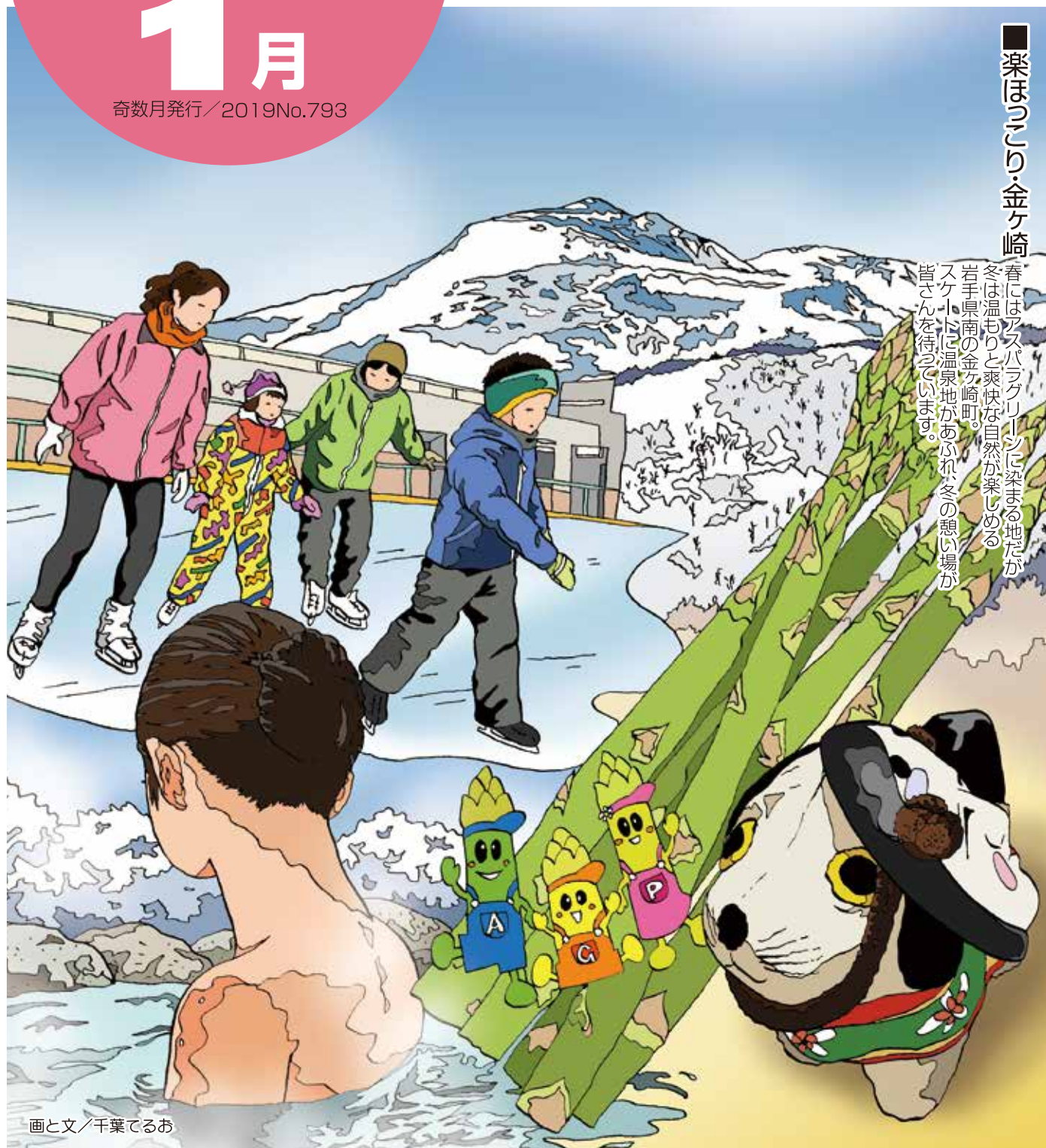


社会保険 いわて

1月

奇数月発行／2019No.793

- 年間平均による随時改定の取扱いについて
- 退職後の健康保険の加入について
- 平成30年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 2月・3月の出張相談所日程



■ 楽ほっこり金ヶ崎

春にはアスパラグリーンに染まる地だが冬は温もりと爽快な自然が楽しめる岩手県南の金ヶ崎町。スケートに温泉地があふれ冬の憩い場が皆さんを待っています。

画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

年間平均による随時改定（月額変更届）の取扱いについて

平成30年10月1日から、標準報酬月額随時改定に当たって、現行の随時改定による報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しくかけ離れる場合に配慮し、被保険者の同意に基づき、「年間平均による随時改定」（以下、「保険者算定」という。）が認められるようになりました。

1. 対象となる場合

次の(1)から(3)の全てを満たした場合に年間平均額を用いた**保険者算定**の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

- ①昇給(降給)月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額
- ②昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

(2) 上記(1)の差が業務の性質上**例年発生**することが見込まれること

(3) 現在の標準報酬月額と「年間平均額から算出した標準報酬月額」との間に1等級以上の差があること



- 該当例
- 従来の標準報酬月額……220千円(健保18級、厚年15級)
 - 基本給200,000円が10月支給から10,000円上がり、210,000円となった
 - 10~12月に例年発生する繁忙期で非固定的賃金(残業手当)が並月に比べ大幅に増加した。

	支給月	固定的賃金	非固定的賃金	合 計
昇給月前9月	1月	200,000円	8,000円	208,000円
	2月	200,000円	11,000円	211,000円
	3月	200,000円	7,000円	207,000円
	4月	200,000円	13,000円	213,000円
	5月	200,000円	18,000円	218,000円
	6月	200,000円	27,000円	227,000円
	7月	200,000円	16,000円	216,000円
	8月	200,000円	20,000円	220,000円
	9月	200,000円	22,000円	222,000円
昇給月	10月	210,000円	61,000円	271,000円
	11月	210,000円	83,000円	293,000円
	12月	210,000円	74,000円	284,000円
	平均額	210,000円 ㉑	30,000円 ㉒	282,666円 ㉓

- 計算例
- ◎従前の標準報酬月額 ⇒ 厚年15級 220,000円 現在
 - ◎昇給後3か月の平均による芳醇報酬月額 ㉓ ⇒ 厚年18級 280,000円①
 - ◎1年間の平均の標準報酬月額 ㉑+㉒ ⇒ 厚年16級 240,000円②

①と②の間に2等級以上の差あり。

現在の標準報酬月額と②との間に1等級以上の差あり。

以上、通常の方法では280千円に随時改定となりますが、年間平均では240千円となる保険者算定が認められます。

2. 手続方法

年間平均による保険者算定を希望する場合は、通常の月額変更届に次の書類の添付が必要となります。

- ①「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」
- ②「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」

※①②の書類は、日本年金機構のホームページに参考様式が掲載されています。

※必要に応じて、賃金台帳等の資料の提出が求められる場合があります。

3. 記入上のポイント

◎月額変更届「⑮備考」欄の「6.その他」を○で囲み、「年間平均」と記入する。

◎「年間平均」の額を「⑮修正平均額」欄に記入する。

〈注意点〉 定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、随時改定における年間平均を計算の基礎とした保険者算定の特例の対象外です。

また、産前産後休業や育児休業を終了した際の月額変更も対象外です。

4. その他

厚生年金基金又は健康保険組合に加入している事業所は、加入しているそれぞれの厚生年金基金又は健康保険組合へ書類を提出する必要があります。

ご不明な点は管轄の年金事務所にお問い合わせください。(各年金事務所の電話番号は8ページをご覧ください)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般財団法人 岩手県社会保険協会
会長／谷村 邦久
外 役職員一同

会員皆様の福祉向上に向け、社会保険制度の的確な情報提供を図りながら健全運営に努める所存であります。
皆様のこの一年間のご多幸をお祈り申し上げ、本年も何卒よろしくお願いいたします。

退職後の健康保険の加入について

会社を退職した後に加入できる健康保険は次の3種類があります。それぞれ加入要件がありますので、要件をご確認のうえ、手続きをお願いいたします。

- ①任意継続健康保険 ……在職時の健康保険を個人で継続加入(健康保険証は新たに作成)
※毎月保険料を納付することで、資格を継続し原則で2年間加入できます。ただし、2年経過前に75歳に到達した場合は、その日をもって加入資格を喪失します。
※加入の途中で自由にやめることはできません。
(途中で国民健康保険へ加入したり、被用者保険の被扶養者となることはできません)
- ②国民健康保険 ……市町村が運営する国民健康保険へ加入
- ③被扶養者 ……ご家族(被保険者)の被用者保険に被扶養者として加入



加入先	健康保険任意継続 (協会けんぽの場合)	国民健康保険	被扶養者
手続き窓口	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部 (郵送でのお手続きも可)	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	◎退職日まで継続して協会けんぽに2カ月以上加入していたこと。 ◎退職日の翌日から20日以内に申請すること(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日まで) ※前勤務先が健康保険組合加入(協会けんぽ以外)の場合は、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。	◎他の健康保険に加入していないこと。 ◎生活保護を受けていないこと。 詳しくはお住まいの市町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	被扶養者の範囲、同居要件、収入要件があります。 詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	◎退職時の標準報酬月額(上限額28万円)をもとに計算します。 ◎保険料の負担は、在職中には事業主と折半ですが、任意継続加入の場合、 全額負担 となります。 ◎標準報酬月額が28万円以上の方は全て28万円で計算されます。 ※40歳から64歳までの方は介護保険料を含む金額となります。	市町村が運営する国民健康保険は、保険料についても市町村役場で計算することになります。 協会けんぽとは保険料の算出方法が異なりますので、加入の際は保険料を確認のうえ、お手続きいただくことをお勧めします。	お勤めのご家族(被保険者)の被扶養者となる場合、保険料は発生しません。

★協会けんぽの任意継続保険料は下記のとおりです。

- ・40歳以上65歳未満の方…標準報酬月額×健康保険料率(11.41%)←介護保険料率1.57%含む
- ・上記年齢以外の方…標準報酬月額×健康保険料率(9.84%)
※加入後、保険料率や標準報酬月額の上限の改定により、保険料額が変わる場合があります。
また、収入の増減や被扶養者の有無により保険料額は変わりません。
※お住まいの都道府県によって保険料率が異なります。

★国民健康保険料(税)は下記を組み合わせた金額となります。

- ・所得割：(前年中の総所得-基礎控除額)×料率 ※加入者ごとに計算
- ・資産割：固定資産税額×料率 ※加入者全員の資産に応じて算定される
- ・均等割：加入者数×均等割 ※加入者一人当たりいくらとして計算
- ・平等割：世帯別平等割 ※一世帯当たりいくらとして算定

※これらの組み合わせ及び各項目の金額、料率は各市町村の定めにより異なります。また、納付回数も異なりますので、詳しくはお住まいの市町村役場へご確認ください。
※**倒産・解雇・雇い止め等により退職された方(非自発的失業者)については、国民健康保険料(税)の軽減制度があります。**国民健康保険料(税)は前年度の所得によって計算されますが、軽減制度では前年度の給与所得を100分の30として計算します。軽減制度の詳細や保険料額については、お住まいの市町村役場へご確認ください。

■加入手続きに必要な書類



加入先	健康保険任意継続 (協会けんぽの場合)	国民健康保険	被扶養者
必要書類	「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」 ※お電話でご連絡いただければ郵送いたします。また、協会けんぽのホームページよりダウンロード・印刷が可能です。 被扶養者がいる場合は、その方の収入が分かる書類が必要になります。	必要な書類は市町村によって異なります。詳しくはお住まいの市町村役場にご確認ください。 一般的には前勤務先が発行する「健康保険資格喪失証明書」をお持ちいただくことになります。 ※事業所より証明書の交付が受けられない場合は、年金事務所でも交付を受けられます。ただし、在職時の保険証が協会けんぽの場合であり、資格喪失の手続きが完了している場合になります。	お勤めのご家族(被保険者)が加入している健康保険によって必要書類は異なります。 詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。



平成30年10月より、必要な添付書類が変更になりました。扶養家族の条件を満たしていることを、以下の証明書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

《続柄が確認できる書類》

- 戸籍謄(抄)本、または続柄の記載された世帯全員の住民票(注1)
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

《収入が確認できる書類》

- 年間収入が「130万円未満(注2)」であることが確認できる所得証明書等の書類
※16歳未満の場合、添付を省略できます。
※学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等収入が確認できる書類の添付が必要です。

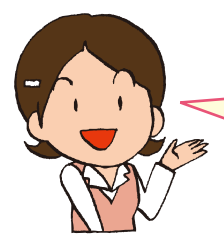
《同居が確認できる書類(同居の場合)》

- 世帯全員が記載された住民票
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

《仕送り事実と仕送り額が確認できる書類(別居の場合)》

- 振込の場合：預金通帳の写し
- 送金の場合：現金書留の控え(写し)
※16歳未満または16歳以上の学生の場合、添付を省略できます。

(注1) 住民票は、被保険者(本人)と扶養認定を受ける方が同居している場合に限ります。
(注2) 認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満となります。



在職時の保険証をご使用いただけるのは**退職日まで**です!!
退職された場合は保険証を速やかに事業主様へお返しく下さい。

任意継続に関するご相談は、全国健康保険協会岩手支部業務グループ(☎019-604-9070)にお問い合わせください。

平成30年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました

厚生労働大臣表彰は、鈴木 峰子さん(遠野市)、玉川 輝利さん(二戸市)が受賞されました

平成30年11月20日(火)に盛岡市内のホテルで年金委員及び健康保険委員活動に功績のあった委員33名の方に対し厚生労働大臣表彰等の伝達表彰が行われました。

当日は表彰関係者や県内社会保険委員会から52名が出席し受賞された方々のお祝いとこれまでの委員活動の労をねぎらいました。

年金委員表彰(日本年金機構)

(敬称略)

厚生労働大臣表彰(2名)		
鈴木 峰子	(有)遠野車輛工業	遠野市
玉川 輝利	(株)菅文	二戸市
日本年金機構理事長表彰(5名)		
中 関 美智雄	アポロ石油(株)	盛岡市
千 田 和 則	(株)水沢農薬	奥州市
千 葉 みき子	朝田建設(株)	平泉町
原 田 秀 範	(株)川喜	釜石市
長 洞 みつえ	遠野建設工業(株)	遠野市
日本年金機構理事表彰(15名)		
佐 藤 真 実	アリス(株)	盛岡市
鈴木 邦 明	(株)ベルジョイス	盛岡市
丹 内 志 保	丹内自動車販売(有)	岩手町
佐々木 健	(株)佐々木組	一関市
柴 田 清 志	(株)菜花堂	一関市
菅 野 保 子	江刺総業(株)	奥州市
小野寺 博 一	奥州商工会議所	奥州市
澤 田 亮	(資)宮古ホテル沢田屋	宮古市
山 崎 元	(医)あかね会	大槌町
池 田 君 子	(株)星光舎	花巻市
千 田 つたえ	千田工業(株)	北上市
加 美 久美子	(株)十文字チキンカンパニー久慈工場	久慈市
中 野 純 子	(医)祥和会	久慈市
阿 部 建 子	地域型年金委員	雫石町
菊 池 貞 美	地域型年金委員	花巻市



健康保険委員表彰(全国健康保険協会)

(敬称略)

全国健康保険協会岩手支部長表彰(11名)		
大 里 香 苗	東北清和(株)	盛岡市
佐 藤 浩 之	イワテ・プリミート(株)	紫波町
佐 藤 薫	紫波町社会福祉協議会	紫波町
古 館 理 香	(株)ニュートン	八幡平市
畠 山 勇 司	(福)安代会	八幡平市
千 田 正 子	(株)岩手サントップ	一関市
堀 内 恵 樹	(株)プラザ企画	奥州市
高 橋 ひろみ	(福)楽水会	釜石市
打 矢 明 久	産業振興(株)釜石事業所	釜石市
五内川 悟	花巻温泉(株)	花巻市
千 葉 美保子	北上鐵工(株)	北上市

事業主さま、労務担当者の方を「年金委員」・「健康保険委員」に推薦しませんか

■「年金委員」・「健康保険委員」とは?

お勤めの会社内で事業主や従業員とその家族の皆様に対し、厚生年金や国民年金・健康保険の適用、給付、保険料その他、社会保険に関する手続きなどの指導、相談や助言、そして社会保険制度の周知啓発、健康づくり・健康管理事業などの事業推進モニター活動を行います。

また、年金委員は厚生労働大臣が、健康保険委員は全国健康保険協会岩手支部長が委嘱しています。

■どんなメリットが?

- ◎年金事務所や協会けんぽ主催の社会保険制度に関する各種研修会を優先的に受講でき、社会保険事務のスキルアップにつながります。
- ◎健康保険委員には、全国健康保険協会岩手支部(協会けんぽ)の制度情報誌「Happiness(ハピネス)」が偶数月に発行されます。また、登録すれば「メールマガジン」が発信され、職場の健康づくりに役立つ情報を受けることができます。
- ◎岩手県社会保険協会の支援事業である「社会保険ダイアリー」、 「年金委員・健康保険委員必携」の冊子が毎年配布されます。日頃の業務や行事計画のほか、制度概要が掲載されており制度の知識便覧としてお役に立てると思います。
- ◎その他、国、関係団体からの情報提供を受ける機会が多くなります。

■推薦条件は?

- ◎現に厚生年金保険・健康保険の適用事業所に勤務のうえ、社会保険に関する事務の担当者であるか過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験を有する方。
- ◎事業主から推薦をいただける方。

■推薦方法は?

- ◎年金委員は、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出。
- ◎健康保険委員は、「健康保険委員推薦書」を全国健康保険協会岩手支部へ提出。

■年金委員・健康保険委員の推薦の方法など詳細については、

- ◎日本年金機構ホームページ「年金委員通信」(<http://www.nenkin.go.jp>)
- ◎全国健康保険協会ホームページ「健康保険委員」(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>)
- または、日本年金機構各年金事務所及び全国健康保険協会岩手支部に直接お問い合わせください。
- 【日本年金機構へのお問合せ先】
盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代表) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代表) 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代表)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代表) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代表)
- 【全国健康保険協会岩手支部へのお問合せ先】 ☎019-604-9009(代表)

労働Q&A

36協定って、なんですか?



Q1. 36協定とは?

A1. 36協定とは、正式には、「時間外労働・休日労働に関する協定届」のことをいい、労使協定の1種です。これが、労働基準法第36条に規定されたものであることから、一般的には、「36協定」と呼ばれています。

会社が36協定の締結・届出を行わないまま、労働者に時間外労働や休日労働をさせた場合(非常災害時や公務の場合を除く)には、労働基準法違反となり、罰則規定もあります。



Q2. 36協定の締結・届出は、どうするのか?

A2. 36協定は、労働者の過半数で組織する労働組合、またはこれがない場合には、投票、挙手等で選ばれた労働者の過半数を代表する者(管理監督者を除く)との間で締結します。それを、労働基準監督署に届け出ます。

なお、36協定が効力を発するためには、労働者への周知も必要です。



Q3. 36協定の新様式とは?

A3. 2019年4月より、36協定の様式が変更されることが予定されています。これは、働き方改革により時間外労働及び休日労働の時間の上限規制が導入されるのに合わせてのことです。

特別条項の様式が新たに追加されたほか、時間外労働と休日労働との合計時間数が、新たな上限規制の範囲内に収まっていることを確認するチェック欄が設けられるなど、新様式では、一部の記載内容に変更が加えられています。(中小企業は2020年4月1日より適用)

【提供：岩手県社会保険労務士会】

「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します

岩手県働き方改革推進支援センター

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が**無料**でご相談に応じます。

電話・メール・来所により相談を受付

岩手県働き方改革推進支援センター

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話 **0120-198077**

メー ル **iwate-roumusikai@xvh.biglobe.ne.jp**

来 所 **盛岡市山王町1-1**

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日・8/13~8/16・12/29~1/3は除く)

▶ご希望に応じて、**専門家が直接企業に訪問することも可能**です。
(HP参照：岩手県社会保険労務士会 www.iwate-sr.jp)

例えばこんな相談

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が見つからない 等



社会保険協会からのお知らせ

■研修事業

◆「第2回 ビジネスセミナー」が行われました。

経営者、管理者及び労務担当者の方々を対象に実施している本年度第2回「ビジネスセミナー」が去る10月16日(火)、シートピアなあと研修ホール(宮古市)において行われました。今回は「採用から退職までの法律知識」と題して、

特定社会保険労務士の田中幸男氏を講師に迎え、募集・採用からの就業規則などの法律知識、今注目の労働時間法制の見直しなどについて説明をいただき盛会のうちに終了しました。

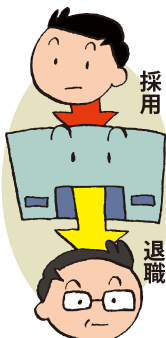
◆「第3回 ビジネスセミナー」の開催について

引続き、本年度3回目となります「ビジネスセミナー」を次のとおり行います。

- ・開催日時：平成31年2月6日(水) 13時45分～16時30分
- ・開催場所：アイーナ研修室812(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
- ・研修テーマ：[超]高齢社会を考える「働き方改革」～雇用システムの今後～

【講師】社会保険労務士 佐々木 誠 氏

申込み方法など詳しくは、同封のご案内チラシ(申込書)、または当協会までお問い合わせください。多数の受講申込みをお待ちしております。



■健康づくり事業

◆「健康ウォークin平泉」が行われました。

今年で11回目の開催となりました世界文化遺産平泉での健康ウォーキングが、去る10月27日(土)に行われました。

あいにくの雨降りとなった今年の「健康ウォークin平泉」でしたが、それでも県内会員事業所の被保険者やご家族の17グループ57名の参加をいただき、6kmコースのみでの実施となりました。時折、激しく降る雨のなかでしたが、雨具姿の参加者は色づき始めた古都平泉の秋を楽しむことができました。

雨のなかご参加いただきました皆様、そしてご協力をいただきました「平泉歩こう会」の皆様ありがとうございました。来年こそは素晴らしい天候に恵まれますことを願い、多数のご参加をお待ちしています。(協会 山内)



社会保険協会からのお願い

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、お手数ですが下記により当協会あてにご連絡をお願いいたします。

変更届 (送付先) FAX 019-626-0252 一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - - (宛名ラベルの下にあります)

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 - TEL	〒 - TEL

年金相談のご案内

○県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9:30～16:00まで受付

○年金請求の手続きや、年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 0570-05-4890 (平日8:30～17:15)

社会保険出張相談所

会場	2月	3月	時 間	会場	2月	3月	時 間
八幡平市役所(多目的ホール)	14(木)	14(木)	10:00～15:30	陸前高田市役所	21(木)	3月はお休みです	10:30～15:30
ゆはづ交流館(岩手町)	20(水)	20(水)	10:00～15:30	大船渡市役所	28(木)	28(木)	10:30～15:30
葛巻町役場	27(水)	3月はお休みです	11:00～15:00	奥州市役所(本庁)	7(木)	2月はお休みです	10:00～15:00
紫波町役場	2月はお休みです	27(水)	10:00～15:30	奥州市江刺生涯学習センター	7(木)	3月はお休みです	10:00～15:00
久慈市文化会館(アンバーホール)	6(水)	6(水)	10:30～16:00	喜花 青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	14(木)	14(木)	10:00～15:30
	20(水)	20(水)	10:30～16:00	遠野市役所本庁舎3階	7(木)	7(木)	10:30～15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)